

## 再雇用と有給休暇

### 【質問】

わたしは今年 60 歳になります。30 年間勤務した会社を来年 3 月で定年退職しますが、同じ会社に再雇用されて 4 月から働く予定です。  
今、残っている有給休暇は来年 3 月までに使わないといけないのでしょうか。  
また、来年 4 月からの有給休暇の日数は何日もらえるのでしょうか。

### 【答え】

有給休暇は所定労働日に賃金をもらいながら自分の希望する日に休みを取ることのできる制度であり、退職後に有給休暇を請求することはできません。

また、有給休暇の請求要件である継続勤務について雇用関係が継続していれば勤続年数に通算されます。継続勤務か否かについては勤務の実態に即し実質的に判断すべきものであり、定年退職による退職者を引き続き嘱託等として再雇用している場合（退職金規定に基づき、所定の退職手当を支給した場合を含む）も継続勤務として勤続年数は通算されます。

引き続き再雇用される場合は継続勤務の要件を満たしていますので、定年前の 1 年間に 8 割以上出勤していれば再雇用後にも有給休暇を請求する権利があります。また、新たな有給休暇の付与日数は基準日（付与日）における労働契約により異なります。

ご相談のように勤続 30 年の社員が再雇用され有給休暇の残日数が 10 日あるときに有給休暇の基準日に残日数 10 日、今年度付与日数 20 日を加えた 30 日が付与されます。（基準日に週の所定労働日数 5 日以上、または週の所定労働時間 30 時間以上の場合）

仮に再雇用時の条件が以前と異なる場合は、今年度付与日数は基準日の週労働日数により、15 日（週 4 日勤務）、11 日（週 3 日勤務）、7 日（週 2 日勤務）、3 日（週 1 日勤務）となります。

ただし、退職と再雇用との間に相当の期間があり、客観的に雇用関係が継続していないと認められる場合には勤続年数は通算されません。

定年退職と同時に雇用関係がなくなり、その後、たとえば半年後とか 1 年後に再雇用されたような場合には、再雇用された時から 6 か月経過後に週の所定労働日数等に応じた有給休暇の日数が付与されます。

### 【ワンポイントアドバイス】

- ・定年退職後、引き続き再雇用される場合には勤続年数は通算され、退職時に残っている有給休暇を取得する権利はなくなる。
- ・再雇用後の有給休暇の付与日数は契約内容により異なる場合がある。
- ・再雇用時に労働条件通知書で有給休暇の日数を確認。